

(参考資料3)

支給に当たっての注意事項

【支給対象者について】

○ 令和2年4月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。

※ 令和2年4月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。

「特例給付の支給を受ける方」とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。

・ 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

(注)

1. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※ 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和2年4月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

○ 監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、令和2年4月分の児童手当の支給を受けない方でも、令和2年3月分の児童手当の支給を受けることをもって、支給対象者とします。

○ 令和2年4月分（又は3月分）の児童手当の支給を受ける方が子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。

- また、令和2年4月分の児童手当の支給を受けていない方でも、DV被害によりお子さんとともに避難されている方については、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合があります。詳細は、現在お住まいの市町村に問い合わせてください。

【対象児童について】

- 以下のお子さんを対象児童とします。
 - ・令和2年4月分の児童手当の対象となっているお子さん
 - ・上記のほか、同年3月分の児童手当の対象となっているお子さん（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、4月分の児童手当の対象となっていないお子さんに限ります。）
- 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり10,000円です。

【申請について】

- 支給を受ける場合には、特段の申請は不要です。
 - ※ 基本的に、令和2年3月31日時点で住民票がある市区町村が同年4月分の児童手当を支給する市区町村になります。
 - ※ DV被害によりお子さんとともに避難されている方で、令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、徳之島町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますのでご相談ください。

【支給先について】

- 原則として、令和2年4月分（又は3月分）の児童手当の支給に当たって指定していた口座等に支給を行います。
- 児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の口座変更手続きをしてください。
- 監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、令和2年4月分の児童手当の支給を受けない方で、児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り、「支給先口座届出書」に必要事項を記載の上、

子育て世帯への臨時特別給付金の支給先口座の届出をしてください。

【支給の辞退について】

- 支給を受けることを辞退する場合は、令和2年4月分の児童手当を支給する市区町村に届け出てください。令和2年4月1日以降に転入された方は、令和2年4月分の児童手当を支給する市区町村（転入前の市区町村）が届出先になりますのでご注意ください。

【支給辞退の方法について】

- 届出方法は、次の2種類です。
 - ① 郵送届出方式：届出書を郵送により徳之島町介護福祉課に提出していただく方式
 - ② 窓口届出方式：届出書を徳之島町介護福祉課の窓口に提出していただく方式
- 届出受付開始日及び届出期限は次のとおりです。

届出受付開始日

- ① 郵送届出方式：5月12日
- ② 窓口届出方式：5月12日

届出期限：5月25日**必着**

【郵送届出方式・窓口届出方式の申請方法】

- 記載要領を参考に、届出書に必要事項を記載して、郵送により又は徳之島町役場介護福祉課の窓口に提出してください。
- 届出書を提出される際は、次の書類を添付してください。
 - ・ 申請者の方の本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等）の写し（※ここで示した本人確認書類はあくまで例示です。本人確認書類や本人確認方法については、各市区町村において住民票の写しの交付など通常の業務で取り扱っている本人確認書類・本人確認方法としていただいて構いません。）
 - ※ 外国人住民の方は、在留資格等を確認する必要がありますので、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書のいずれかの写しが必要です。

【徳之島町からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、徳之島町から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに徳之島町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- 支給対象者に対し、令和2年3月31日時点において徳之島町が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子育て世帯への臨時特別給付金として支給を行う手続きを行ったにもかかわらず、令和2年12月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金を支給されません。
- DV被害によりお子さんとともに避難されている方等へ、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求めます。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

徳之島町 介護福祉課 電話：0997-82-1111
